

令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務を委託により実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和 8（2026）年度生成 AI を活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務
- (2) 委託業務の内容
別添業務委託仕様書のとおり。
- (3) 委託契約期間
契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで。
- (4) 委託契約金額の上限
21,949,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

- (1) 参加資格
公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たす者とする。
ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
イ 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格（「第 1 業種区分」における「N 通信、情報処理」の「1 通信サービス」又は「2 情報関連サービス」）を有する、又は契約締結時までに取得する見込みであること。
ウ 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
オ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号に該当しない者であること。
カ 別添業務委託仕様書の 13（1）ア(ア)(イ)に定める必要となる資格を満たしていること。
- (2) 共同提案
複数の事業者による共同提案も可とするが、以下の点に留意すること。
ア 共同提案を行うすべての事業者が、参加表明書及び参加資格確認書を提出すること。
イ 本県が公表していない文書に係る秘密保持誓約書を提出する場合は、共同提案を行う事業者すべてからの提出をもって共同提案を行う事業者それぞれに貸与する。
ウ 共同提案を行う事業者について、すべての事業者が提出期限を守ること。一部の事業者が提出期限に間に合わなかった場合、共同提案を行う事業者の参加は認められない。
エ 参加表明書にどの事業者との共同提案であって、参加表明を行う事業者がどの業務を担当するのかを記載すること。また、共同提案にあたって代表事業者となる事業者については、その旨を参加表明書に記載すること。
オ 共同提案するすべての事業者が、本要領 2 (1) ア～オの参加資格を満たしていること。

カ 本要領2(1)カについては、共同提案する事業者のうち代表事業者が満たしていること。

(3) 再委託

業務の一部を再委託することも可とするが、以下の点に留意すること。

ア 現時点で再委託の可否ラインを示すことはできないが、再委託に際しては別途協議を要すること。

イ 提案の時点で再委託を前提とする場合は、どの業務をどの事業者が行うか役割分担を明確に示すこと。

ウ 別添業務委託仕様書の13(1)ア(ア)の履行実績として再委託予定先企業の実績を算入することは可とするが、別添業務委託仕様書に定める業務のうち、いずれの業務を担当していたかが分かるよう示すこと。

エ 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、個人情報の保護や秘密保持など、サプライチェーン・リスク対策に関する義務を遵守させること。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和8(2026)年9月30日(水)
実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年10月5日(月)午後5時必着
質問に対する回答(ホームページ公表)	令和8(2026)年10月9日(金) 予定
参加表明書等の提出期限	令和8(2026)年10月14日(水)午後5時必着
参加資格の確認通知	令和8(2026)年10月19日(月) 予定
企画提案書等の提出期限	令和8(2026)年10月30日(金)午後5時必着
審査会	令和8(2026)年11月5日(木) 予定
審査結果の通知・公表	令和8(2026)年11月10日(火) 予定

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により受け付ける。

- ア 提出期限 令和8(2026)年10月5日(月)午後5時必着
- イ 提出方法 電子メールにより、7に記載のアドレス宛て提出すること。
- ウ 回答期日 令和8(2026)年10月9日(金) 予定
- エ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(3) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和8(2026)年10月14日(水)午後5時必着
- イ 提出書類 参加表明書(様式2)及び参加資格確認書(様式3)
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより、7に記載の提出先まで提出すること。
(持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時(午前12時から午後1時までを除く)まで。郵送又は電子メールの場合は7に記載の問合せ先まで電話連絡を行うこと。)

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 秘密保持誓約書の提出

本要領及び業務委託仕様書内で【秘密】と記載されている文書については、本県が公表していない文書である。これらの文書は、秘密保持誓約書（様式4）を提出し、かつ、本県が参加資格を有することを認めた者に限り、貸与する。

当該資料の貸与を希望する者は、以下の点に留意して秘密保持誓約書を提出すること。

ア 提出期限 令和8（2026）年10月14日（水）午後5時必着

イ 提出書類 秘密保持誓約書（様式4）

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより、7に記載の提出先まで提出すること。

（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時（午前12時から午後1時までを除く）まで。郵送又は電子メールの場合は7に記載の問合せ先まで電話連絡を行うこと。）

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、以下により作成・提出すること。

ア 企画提案書の作成

(7) 企画提案書は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

なお、枚数に制限はない。

(4) 企画提案書の様式は任意であるが、必ず次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(i) 業務の実施方針

(ii) 実施計画及び全体スケジュール

(iii) 業務管理及び業務遂行人員体制

(iv) 情報セキュリティ、個人情報保護対策

(v) 類似事業の実績

(vi) システム設計・開発・導入に際して生じるイニシャルコストの見積額（総額及び内訳を明記すること）

(vii) 本業務の契約期間内に運用に際して生じるランニングコストの見積額（総額及び内訳を明記すること）

(viii) 上記（カ）及び（キ）の総額（本年度内に生じるコストの総額）

(ix) システム導入後の運用に際して生じる1年間のランニングコストの見積額（総額及び内訳を明記すること）

※（vii）（ix）のランニングコストには、AI サービス、閉域回線及び専用端末の利用に要する経費及び運用保守に要する経費についても概算として算入すること。

(7) 企画提案書は1者1提案とする。

(エ) 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本6部とする。

なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

(オ) 企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（消費税等も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

イ 提出期限 令和8（2026）年10月30日（金）午後5時必着

ウ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時（午前12時から午後1時までを除く）まで。郵送の場合は7に記載の問合せ先まで電話連絡を行うこと。）

エ 注意事項

- (ア) 企画提案書は、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。
- (イ) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (ウ) 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (エ) 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

審査委員会において、別に定める審査基準に基づき、提出された企画提案書を総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

応募申請が 1 者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て文書で結果を通知するとともに、栃木県公式ホームページ上に公開する。

(4) その他

審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

- (1) 契約候補者と栃木県との間で契約締結の協議を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結に際しては、企画提案内容を実施することを原則としつつ、両者が協議の上、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合、審査結果の上位の者から順に契約候補者として協議を行うものとする。

6 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
 - イ 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合
 - ウ 見積書の金額が、1 (4) の委託契約金額の上限を超える場合
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合は、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与

するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。)

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとするが、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(8) プロポーザル参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 (栃木県庁本館 5 階)

栃木県保健福祉部 こども政策課 児童家庭支援・虐待対策担当

電 話 : 028-623-3067 F A X : 028-623-3070

E-mail : jidokateishien@pref.tochigi.lg.jp